

高崎市介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、市が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条、第76条、第76条の2、第77条、第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第90条、第91条の2、第92条、第100条、第103条、第104条、第114条の2、第114条の5、第114条の6、第115条の7、第115条の8、第115条の9、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28及び第115条の29の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院等若しくはこれらの従業者若しくはこれらの従業者であった者（以下「介護サービス事業者等」という。）に対して実施する指導及び監査について、基本的事項を定める。

第2 指導及び監査の目的

指導は、介護サービス事業者等に対して行う介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求等に関し、法令、通達に対する適合状況等について、個別に明らかにし、利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護サービス事業者等の支援を基本とし、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

監査は、介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求に関し、法に定

める勧告、命令、指定の取消し及び期間を定めたその効力の全部若しくは一部の停止に該当する場合又は不正若しくは著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とし、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第3 指導及び監査の対象

この要綱に基づく指導及び監査の対象は、市が所管する次に掲げる介護サービス事業者等とする。

- (1) 指定居宅サービス事業者
- (2) 指定地域密着型サービス事業者
- (3) 指定居宅介護支援事業者
- (4) 指定介護予防サービス事業者
- (5) 指定地域密着型介護予防サービス事業者
- (6) 指定介護予防支援事業者
- (7) 特例により前各号のサービスを行う者
- (8) 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者

第4 指導について

1 指導の方針

指導は、介護サービス事業者等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを方針とする。

2 指導形態等

指導の形態は通常次のとおりとする。

- (1) 集団指導

集団指導は、市長が指定又は許可の権限を持つ介護サービス事業者等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

（２）運営指導

ア 運営指導の形態

運営指導は、次の（ア）～（ウ）の内容について、原則、実地に行う。また、市が単独で行うものを「一般指導」、市が国及び群馬県若しくは他の市町村と合同で行うものを「合同指導」とする。

なお、（ア）～（ウ）の実施については、効率的な実施の観点から、必要に応じ、それぞれ分割して実施する。

（ア）介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービス提供）状況を含む）に関する指導

（イ）最低基準等運営体制指導

厚生労働省令で定める基準等に規定する運営体制に関する指導

（（ウ）に関するものを除く。）

（ウ）報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

イ 実施頻度

運営指導は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上、指導の対象となる介護サービス事業者等について行う。

なお、居宅サービス（居住系サービスに限る。）、地域密着型サービス（居住系サービス又は施設系サービスに限る。）及び施設サービスについては、3年に1回以上の頻度で行うものとする。ただし、次のいずれかに

該当する場合は、年に1回実施する。

(ア) 施設又は事業所の運営において、関係法令・通知等に照らし著しく適正を欠くなど、重大な問題が認められる場合

(イ) 施設又は事業所を開設して3年未満であり、継続指導の必要があると認められる場合

(ウ) その他、介護保険担当課と協議し、年に1回実施する必要があると認められる場合

(3) 書面指導

書面指導は、介護サービス事業者等から提出された書類等に基づき書面において行う。

3 指導対象の選定基準

指導は全ての介護サービス事業者等を対象とし、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づき対象の選定を行う。

(1) 集団指導

集団指導は、指導内容に応じて選定する。

(2) 運営指導

ア 一般指導

実施頻度や個別事由を勘案し、毎年度作成する実施計画において、事業種別毎の状況に応じて選定する。ただし、当該年度に新たに指定又は開設許可を受けた介護サービス事業者等のうち、介護報酬の請求が確認されたものについては、実施計画にかかわらず、当該年度の途中においても選定の対象とできるものとする。

イ 合同指導

合同指導は、一般指導の対象とした介護サービス事業者等の中から選定する。

(3) 書面指導

利用者数、介護報酬の請求件数等が極めて少ない等、運営指導を実施する

必要性が低いと考えられる介護サービス事業者等に対して実施する。

4 指導の実施方針及び実施計画

(1) 指導を重点的・効果的に実施するため、指導の重点事項、指導目標及び指導項目等を掲げる指導実施方針（以下「実施方針」という。）を、毎年度、別に定めるものとする。

(2) 実施方針に基づき、当該年度の運営指導等の実施時期、指導班の編成及び規模等を含む実施計画を別に作成するものとする。

(3) 介護サービス事業者等の運営等に問題が発生した場合又は通報等でそのおそれがあると認められる場合は、計画に関わらず適宜運営指導を実施する。

5 指導の実施方法等

(1) 集団指導

ア 実施通知

市長は、指導対象となる介護サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該介護サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、集合形式又はオンライン等を活用した方法で行う。

なお、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認を行う。また、集団指導を欠席した介護サービス事業者等に対しては、集団指導で使用した資料の送付等により資料の閲覧が行われるよう情報提供に努めるものとする。

(2) 運営指導

ア 実施通知

市長は、指導対象となる介護サービス事業者等を決定したときは、次に掲げる事項をあらかじめ文書により当該介護サービス事業者等に通知する。ただし、指導対象となる介護サービス事業者等において高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該介護サービス事

業者等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知する。

- (ア) 運営指導の根拠規定及び目的
- (イ) 運営指導の日時及び場所
- (ウ) 準備すべき書類等
- (エ) その他必要な事項

イ 事前資料の提出

運営指導の実施に当たっては、介護サービス事業者等から指導に必要な書類（自主点検表）等の提出を求めることができる。

ウ 指導方法

運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。

エ 運営指導の留意点

運営指導は、介護サービス事業者等の負担軽減及び運営指導の効率化を図るため、所要時間の短縮、同一所在地等の運営指導の同時実施、関連する法律に基づく監査の同時実施及び利用者等の記録等の確認件数の削減等に留意して実施するものとする。

オ 指導結果の通知等

運営指導の結果については、関係法令及び通知等に定める運営基準等が遵守されていないため、改善報告を要すると認められた事項及び介護報酬請求について不当には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められた事項（以下「文書指摘事項」という。）を後日文書により通知する。

なお、文書指摘事項に該当しない事項で、改善が必要な事項については、口頭指摘事項とし、文書指摘事項と同様の方法により通知する。

カ 改善報告書の提出

市長は、当該介護サービス事業者等に対して、文書指摘事項を指摘する場合は、提出期日を記載した指導結果通知書を送付し、改善報告書の提出

を求めるものとする。

なお、改善報告書の提出期日については、指導結果通知書発送日からおおむね30日以内とする。

キ 指導体制

運営指導は、原則として2名以上の指導班を編成して実施する。

ク 指導による指摘に伴う自主返還

介護給付対象サービスの内容又は介護報酬の請求に関し過誤が認められたときは、当該介護サービス事業者等に対し、指摘を受けた事項について原則として指導月から過去5年について自主点検させ、その結果を報告させるものとし、返還すべき内容が確認されたときは、該当する保険者及び利用者等に対し自主返還するよう指導する。

なお、市長は、自主返還が完了したときは、当該介護サービス事業者等に対して返還金額及び返還完了日等について報告を求めるものとする。

(3) 書面指導

ア 実施通知

市長は指導対象となる介護サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ書面指導の根拠規定及び目的、書類の提出日、準備すべき書類等を文書により当該介護サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

書面指導は、介護サービス事業者等から提出された書類等に基づき審査を行い、必要に応じ関係者から関係書類等を基に説明を求める。

なお、介護サービス事業者等から提出された書類等を確認した結果、運営指導が必要と判断した場合は、改めて運営指導を実施する。

ウ 指導結果の通知等

書面指導の結果については、上記(2)オの例により後日文書により通知する。

エ 改善報告書の提出

市長は、当該介護サービス事業者等に対して、上記（２）カの例により改善報告書の提出を求めるものとする。

オ 指導による指摘に伴う自主返還

介護給付対象サービスの内容又は介護報酬の請求に関し過誤が認められたときは、上記（２）クの例により指導する。

6 監査への変更

運営指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに第５に定めるところにより監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- （１）介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- （２）介護報酬の請求について、不正を行っていると思われる場合又はその疑いがあると認められる場合
- （３）不正の手段による指定等を受けていると思われる場合又はその疑いがあると認められる場合
- （４）高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると思われる場合又はその疑いがあると認められる場合

第５ 監査について

1 監査の方針

監査は、介護サービス事業者等の介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について、介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について不正を行っていると思われる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は不正の手段による指定等を受けていると思われる場合若しくはその疑いがあると

認められる場合（以下「指定基準違反等」という。）、又は介護給付等対象サービスの利用者等について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適正な措置をとることを方針とする。

2 監査対象となる介護サービス事業者等の選定基準

監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

（1）要確認情報

ア 通報・苦情・事故・相談等に基づく情報

イ 高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報

ウ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

エ 連合会・保険者からの通報情報

オ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す介護サービス事業者等

カ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

（2）運営指導における情報

法第23条に基づき指導を行った市長が、介護サービス事業者等において認めた（その疑いがある場合を含む。）指定基準違反等及び人格尊重義務違反

3 監査方法等

（1）監査方法

市長は、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認めるときは、介護サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護サービス事業者等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

(2) 実施通知

市長は、監査の対象となる介護サービス事業者等決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該介護サービス事業者等に通知する。ただし、あらかじめ通知したのでは、当該介護サービス事業者等における事実関係を確認することができないと認められる場合には、監査の開始時に文書を交付することにより通知するものとする。

ア 監査の根拠規定

イ 監査の日時

ウ 監査担当者数

エ 監査対象施設（事業所）

(3) 情報提供等

市長は、監査の実施に当たっては、事前に、関係する保険者及び監査の対象が指定地域密着型サービス事業者等又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等の場合は当該事業者を指定している全ての市町村に情報提供を行い、必要に応じて同時に監査をする等の連携を図るものとする。

4 行政上の措置

指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、市長は法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「設備の使用制限等」、「変更命令」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づき行政上の措置をとるものとする。

(1) 勧告

介護サービス事業者等（介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等

を除く。以下（２）及び（３）について同じ。）に指定基準違反等（介護報酬の請求に関することを除く。）の事実が確認された場合、当該介護サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

なお、勧告した場合は、当該介護サービス事業者等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

（２）命令

介護サービス事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるほか、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

なお、命令した場合は、当該介護サービス事業者等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

（３）指定の取消し等

市長は、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第 77 条第 1 項各号、第 78 条の 10 各号、第 84 条第 1 項各号、第 92 条第 1 項各号、第 115 条の 9 第 1 項各号、第 115 条の 19 各号及び第 115 条の 29 各号のいずれかに該当する場合においては、当該介護サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消等」という。）をすることができる。

（４）設備の使用制限等

市長は、法第 101 条又は法第 114 条の 3 の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院が療養室等の設備や条例で定める施設を有しなくなったとき、又は設備及び運営に関する基準に適合しなくなったときは、当該施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命じることができ

る。

(5) 変更命令

市長は、法第102条又は法第114条の4の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院に係る施設の管理者が当該施設の管理者として不適当であると認められるときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、当該施設の管理者の変更を命ずることができる。

(6) 業務運営の勧告、命令等

市長は、法第103条又は法第114条の5の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院において基準違反の事実が確認された場合、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができるほか、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。また、命令をした場合は、その旨を公示しなければならない。

なお、勧告又は命令をした場合は、当該施設の開設者に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

(7) 許可の取消し等

市長は、法第104条又は法第114条の6の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院における指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第104条第1項各号、法第114条の6第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該施設に係る許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力の停止（以下「許可の取消等」という。）をすることができる。

(8) その他

監査の結果については、文書により通知する。

なお、上記(1)～(7)に該当する場合はそれらの通知に代えることが

できる。また、(1)～(7)に該当しない、改善を要すると認められた事項については、その旨を通知し、期限を定めて報告を求めるものとする。

5 聴聞等

監査の結果、当該介護サービス事業者等が、命令又は指定の取消等若しくは許可の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

6 経済上の措置

(1) 不正利得となる返還金の徴収の要請

市長は、取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、当該介護サービス事業者等が、法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不当利得とし、当該支払いに係る保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。

(2) 返還金の徴収方法

上記(1)の不正利得については、原則として、法第22条第3項の規定により当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するよう要請するものとする。

第6 指導及び監査の実施機関

指導及び監査の実施機関は、原則として指導監査課とする。ただし、必要に応じ指導監査課及び所管課等との合同で実施することができるものとする。

第7 関係機関との連携

指導及び監査に当たっては、群馬県、他の市町村及び連合会との連携を図り、効果的に実施するよう努める。

第8 その他

- 1 市は、法第197条第2項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告を行う。
- 2 指導監査結果のうち、文書指摘事項及びそれに対する改善状況については、原則として高崎市のホームページへ掲載し、市民へ広く情報提供する。
- 3 この要綱に定めるもののほか、指導及び監査の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。